

第10回政策評価審議会（第13回政策評価制度部会との合同）議事録

1. 日 時 平成29年11月13日（月）15時00分から17時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3. 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員（政策評価制度部会長代理）、薄井充裕委員、田中弥生委員、田淵雪子委員、松浦正敬委員（テレビ会議による出席）、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、堤盛人専門委員

（総務省）

野田総務大臣、奥野総務副大臣、山田総務大臣政務官、若生総務審議官、讃岐行政評価局長、吉開官房審議官、泉官房審議官、菅原総務課長、長瀬企画課長、大槻政策評価課長、大野評価監視官、砂山評価監視官、水川評価監視官、高橋企画課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議 題

1 行政評価局調査の実施について

- ・女性活躍の推進
- ・高度外国人材の受入れ
- ・地籍整備の推進

2 平成30年度以降の行政評価局調査テーマについて

3 政策評価制度部会における取組状況及び政策評価制度に関する諸状況について

5. 資 料

資料1 女性活躍の推進に関する政策評価（概要）

資料2 高度外国人材の受入れに関する政策評価（概要）

- 資料3 地籍整備の推進に関する政策評価（概要）
- 資料4 平成30年度以降の行政評価局調査テーマの検討状況について
- 資料5－1 政策評価制度部会における取組状況（平成29年度）
- 資料5－2 証拠に基づく政策立案（EBPM）推進の取組
- 資料6 今後の審議日程
- 参考資料1 女性活躍の推進に関する政策評価（関連資料）
- 参考資料2 高度外国人材の受入れに関する政策評価（関連資料）
- 参考資料3 地籍整備の推進に関する政策評価（関連資料）
- 参考資料4 行政評価局調査の実績

6. 議事録

（岡会長） それでは、定刻となりましたので、第10回政策評価審議会と第13回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

なお、本日、松浦委員には、松江市からテレビ会議システムにより御出席いただいております。松浦委員、聞こえますでしょうか。

（松浦委員） よく聞こえます。

（岡会長） ありがとうございます。

また、白石臨時委員、岸本専門委員が御欠席でございます。本日は、公務御多忙の中、野田総務大臣、奥野総務副大臣、山田総務大臣政務官にお越しいただいておりますので、最初に御挨拶を頂戴したいと思います。

それでは、野田総務大臣、よろしく願いいたします。

（野田総務大臣） どうぞよろしく願いいたします。総務大臣を務めさせていただいている野田聖子でございます。今日、初めてこの政策評価審議会に出席させていただきます。初めまして、どうぞこれから御指導よろしく願い申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、このように審議会に御出席いただいたことを感謝申し上げますとともに、平素から行政運営の改善に向けていろいろ御議論いただいていることに敬意を表するところです。私は、25年前に国会議員になりまして、様変わりしたところがたくさんございます。特に、初めて議席を頂いたときに、この国の政治の中、また、そこで連動している行政の中で少子化という言葉はございませんでした。そして、私が持ちかけても、少子化が日本の国の政治や、行政や、又は経済を危うくすると思っている方

は皆無でございました。これは極めて女性のプライベートな問題だから、国は関与しないという大変厳しい壁を感じたところでございます。

しかし、最近総理自ら、少子高齢化が喫緊の大変な国難であるということを高らかにおっしゃっていただいています。私が1年生議員の頃は、男性の議員は決して少子化の話はしませんでした。これは、一つには、男性が、子供を産むということについて発言するということが非常に難しいという現状があり、殊さら距離を置いていたと思います。

もう既に、平成27年の国勢調査で人口減少が明らかになった中、様々な政策を待たないで変えていかなければならないことは火を見るより明らかです。ただ、まだ隔靴搔痒の感がございまして、これだけ人口減少が始まり、これまで当てにしていた若年の力がどんどん失われる中、これまでどおりではだめだという前提に立って政策は議論されなければならないのですが、まだ付け足し、付け足しで来ている数年のような気がいたします。

是非とも、皆様方には辛口な議論をしていただきまして、本当にここ10年ぐらいが勝負だと思っています。これからの良い日本を新しい形で次に送るために、本当に馬力を上げてやらなければならない日々だと思っていますので、私たちも誠心誠意頑張っております。その大もとであります、この政策評価審議会におかれまして、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、私たちをしっかりと働かせていただければと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡会長) 野田総務大臣、ありがとうございました。

それでは、続きまして奥野総務副大臣、よろしくお願いいたします。

(奥野総務副大臣) どうも皆さん、こんにちは。奥野信亮でございます。政策評価審議会という仰々しい名前が付いていて、それなりのアウトプットが出ているのだろうねと、事務方には聞いています。要は、事務方の役人がリードしているのではないかという、懸念を僕は持っています。総務省というところは、決められた政策が正しく運営され、結果が良かったか、あるいはうまく進んでいるかを見ており、この審議会はそういうことを審議していただく役回りだろうと思います。どうも見ていると、役人がリードしていく審議会がいっぱいあるのですよ。これじゃ、駄目なのだ。やっぱり皆さん方のいろいろな識見をもとにもっと積極的に指導していただいて、こういう見方で見なさいよ、あるいは、こういう指摘をした上で各役所をリードしなさいよと、こうした審議会であってほしいと私は思っているのです。

細かく言いますと、私も民間企業の社長をやっていたから感じるのですが、どうも

国民の目線と役所の目線、政治の目線がずれているのです。ずれているものが多いと言ったほうがいいでしょう。そういう意味で、ぜひ皆さん方にいろいろな知恵を出していただきたい。私は、政治というのは知恵と努力なのだとこのことを言っているのですけれども、必ずしも我々政治家がそういう知恵が出るかという、そう出ませんから、皆さん方のように審議会の中から出てきたいろいろな意見を私どもも吸収して、政治の世界へも展開していきたい。役所の人、役所でいろいろな新しいアイデアを生かしてもらいたい、こんなふうに考えているところであります。皆さん方に期待するところ大であります。

そういう意味で、私は、これからも皆さん方の審議の結果を役所から報告をしてもらって、不満があったら、すぐ出て来るでしょうから、よろしく、仲間に入れていただくことをお願いして、御挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(岡会長) 奥野総務副大臣、どうもありがとうございます。エンカレジングなコメントを頂いて恐縮でございます。頑張ります。

続きまして、山田総務大臣政務官、よろしくお願ひいたします。

(山田総務大臣政務官) 皆さん、こんにちは。御紹介をいただきました、総務大臣政務官の山田修路と申します。よろしくお願ひします。

政策評価審議会の委員の皆様には、本当に日頃より様々な政策の評価ですとか、調査について御意見を頂いております。感謝を申し上げます。大臣、副大臣からなかなか辛口のお話もありましたけれども、私は国会議員になる前は国家公務員でございまして、農林水産省でずっと仕事をしておりました。ちょうど14、5年前なのですけれども、政策評価ということ各府省でもやるということになりまして、農林水産省でもそれに取り組み始めたわけでございます。

そして、今は各府省にもありますけれども、政策評価を担当する審議官をそれぞれ作りなさいということで、農林水産省でも政策評価審議官というポストを作って、私がその初代の審議官となりましたので、こうしてこの政策評価の関係に関与するのも因縁を感じるわけでございます。

そして、当時は政策評価というのをどうやったらいいのか本当に分からない状態でありました。先ほど奥野総務副大臣からお話がありましたけれども、役所にいる人たちも、政策評価というのは何をどういうふうに評価したらいいのか分からない状態、農林水産省でいえば農林水産省に来た委員の皆様が、政策体系、ツリーと言っていましたけれども、そ

れを作っというとか、そんな話をずっとされてきました。本当に手探りの状態でこの政策評価というのをやってきたのだと思っています。

そして、今日お集まりの委員の皆様のお陰もあって、だんだんその政策評価というものが定着してきて、どういうふうにやったらいいのかなど、スムーズに取り組めるようになってきたのだと思っています。最初の頃は、本当に膨大な資料を作っ、どうやったらいいかわからないので、政策評価をする方が政策を実施するよりも時間がかかるような、そのような状態でもあったのですが、本当に皆さんのお陰で改善をされてきたと思います。

先ほど、野田総務大臣からもお話がありましたし、奥野総務副大臣からもお話がありました。やはり、さまざまな行政の課題について取り組んでいく、それをしっかりと評価をしていく、このことがやはり大切なことでもありますし、そのために、また皆さんの御活躍を期待いたしまして、そして、奥野総務副大臣のお話もありましたが、私もこの場にできれば出席するようになりたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

(岡会長) 山田総務大臣政務官、ありがとうございました。政策評価のベテランが担当大臣政務官におられるということで、力強く感じた次第でございます。

それでは、お三方とも公務多忙で、ここで御退室と伺っております。本日はありがとうございました。

(野田総務大臣) よろしくお願いをいたします。お世話になります。では、皆さん、よろしくお願いをいたします。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。本日の一つ目の議題は、「行政評価局調査の実施について」でございます。本件は、総務省が行う統一性・総合性確保評価の計画について審議するものでございます。

最初に、女性活躍の推進に関する政策評価について、事務局からの説明を聞いた後に、意見交換をしたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

(大野評価監視官) 担当評価監視官の大野でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

女性活躍の推進に関する政策評価ということで、まずは資料1-1、女性活躍推進政策の脈絡図に関しまして簡単に説明させていただきます。女性活躍推進の政策、これは皆さ

ん、御案内のことかと思いますが、背景としては、少子高齢化が進行すると生産者人口が減少するという中で、我が国で最も活かし切れていない人材というのは女性であるとして、女性の活躍というものを成長戦略の中核に位置づけたと、これが現行の女性活躍推進政策でございます。

真ん中の図につきましては、全閣僚が参画します「すべての女性が輝く社会づくり本部」で毎年政策が作成されているところで、非常に動きが早い政策のまとまりになってございます。これも非常に幅広い政策になってございます。

簡単に説明いたしますと、緑色部分の右下におきましては、女性活躍のための基盤整備として、例えば、待機児童の解消、こういった喫緊の課題があれば、さらに税制、社会保障、旧姓使用等といった問題が入ってくる。さらに、左下の部分に行きますと、女性の活躍を支える安全安心な暮らしということで、ストーカー対策、それから、安全安心面への支援、生涯的な健康支援などが入ってくる。

それから、真ん中のところ、こちらがある意味での本丸といいますか、今の女性活躍の中核をなすものかと思っておりますが、あらゆる分野における女性の活躍というところで、女性活躍に資する働き方改革の推進というのが、ここ1、2年では非常に大きな課題として挙げられてきているところです。

それから、二番目としては、男性の暮らし方・意識の変革ということで、キャンペーン等々、女性が活躍するためには男性の意識改革が必要だという認識の下での政策を推進しています。

さらに、三番目としては、あらゆる分野における女性の参画拡大。女性活躍情報の見える化、企業、理工系の分野、それから地域、農林水産、スポーツの分野など、そういった各論での女性活躍を強力に推進しています。

さらに、一番上でございますけれども、ステージを変えるということで、平成27年に成立した女性活躍推進法におきまして、そもそも企業における女性活用というのは、人材活用、経営戦略ということで直接なかなか言いづらいところもある中で、まずは見える化ということで、企業の女性活躍を推進させようという政策でございます。

これにつきまして、実は法律の施行3年後見直しというのが再来年ということですので、こういったものを念頭に置きつつも、政策を評価できないかと考えております。成長戦略のKPIとしては、右側のほうに書いてありますとおり1から7がございまして、大きなものとしては失業率、それから、二番目の指導的地位というのが大きな柱ではないかと思っ

ております。

これらの状況につきましては、資料1-2でございます。こちらで、現状について簡単に説明したいと思います。まず女性の就業状況ということでございます。25歳から44歳までの女性の就業率、左上の図の赤で囲っているところですが、ここ数年、傾きが少し上がってきております。この傾きがあと4年ほど続けば、KPIにあります平成32年までに77%というのは何とか達成するのではないかとというペースで上がってきているところでございます。

そういったこともありまして、いわゆるM字カーブ、我が国の女性の就業率、労働力率についてのM字カーブの谷というのは、最近かなり浅くなってきているところでございます。

それから、女性の雇用形態でございます。やはり非正規の方々が多くて半分ぐらい占めているところではございますが、ここ1、2年の傾向としては、正規の職員というのがかなりというほどでもないのですが、増えてきているという実態がございます。

それから、2ページになります。これはKPIにも入っているものですが、我が国のM字カーブの大きな原因となります、出産前後での退職という問題でございます。こちら、昔は就業されている方の6割ぐらいは辞めていたという状況がかなり減ってきてはいるところではありますが、平成27年の調査結果では、まだ半分近くの方が出産を機に退職されている実態がございます。

同じページの下のほうには、妊娠・出産で退職した理由を挙げております。家事・育児に専念するためという方々もおられますけれども、仕事を続けたかったが、両立が難しかったという方々も22%程度はおられるということで、こういった方々をどうやって辞めないうにできるかということが、まだ課題として残っているのではないかと思います。

それから、右のほうは、産業別の状況でございますけれども、女性の就業率、それから管理職の割合というのは、産業によってかなりばらつきがあるということが実態としてございます。

それから、駆け足になって恐縮でございますが、3ページ、指導的地位に占める女性の割合でございます。民間企業で申しますと、課長相当職以上というところでございますが、こちらにつきましても平成24、5年頃からかなり急速に割合が増えてきてはいますけれども、このまま伸ばしても、平成32年までに30%という数値目標には少し届かないかなという状況でございます。

右側を見ますと、女性の管理職がない企業は減少しているということですが、まだこれだけはあるという状況です。

企業に女性役職者が少ない理由を聞いた調査では、そもそも採用の時点から女性が少なかったとか、さらには現時点で知見を持っている人がいない、それから役職者になるまでに退職する、要件を満たしても希望しないといったことが、企業側からの理由として挙げられております。

それから、4ページ、働き方改革、女性活躍のための基盤整備でございます。育児休業の取得率で見ますと、男性は、これも非常に低い水準。ごく最近、平成27年、28年では上がってきている。しかし、上昇傾向にあるとはいえ、まだ非常に低い水準でございます。それから、男性の配偶者の出産直後の休業取得率についてもこのような数値になっています。

それから、待機児童等につきまして、国も非常に対策を打っているところではございますが、ある意味、需要がそれ以上に伸びてきたということもあり、まだ待機児童は問題として残っておりまして、今年、子育て安心プランというのができたということは、御存知かと思えます。

続きまして、5ページ、最初に出ました女性活躍推進法でございます。これはどういう法律かと申し上げますと、自分の会社の状況というものを把握してくださいということで、採用比率ですとか、勤続年数、労働時間、女性の管理職比率などについて把握してもらおうと。そして、自社の女性活躍に関する問題というのを分析してもらおう。その上で、各社、自分のところの問題意識に基づいて数値目標を作ってもらって、さらに取組内容と計画を作ってくださいと。それを、国に届けるとともに、公表するということになってございます。

さらに、情報公表についてですが、こういった女性の採用比率とか、勤続年数とか、そういうものの中から企業が任意に選択したものについて、インターネット等で公表するという。こういった見える化をすることによって、女性活躍の推進の歯車を回していこうというのがこの法律でございます。

ちなみにこの法律は301人以上の企業に事業主行動計画の作成等を義務化しているところでございますが、こちらについては、真ん中にございますけれども、ほぼ99.8%が計画等を作成している状況でございます。その一方で、300人未満の企業につきましては努力義務となっており、全体として400万以上の企業があるわけですが、計画の策定等をされているのは2,000社程度にとどまっております。

最後のページですが、女性の採用比率でございます。総合職、一般職、分けているところにおきまして、平成26年の数字でも総合職の女性採用比率は大体2割程度にとどまっていた。それから、男女の勤続年数でございますが、特に、大企業では男女の勤続年数に大きな差がある状況になっておりました。

私どもも、こういった状況を踏まえまして政策評価を行いますけれども、女性活躍推進の政策は非常に幅広い。それから、非常に国としても関心が高くなっております。参考資料の1として付けてございますが、内閣府の男女共同参画基本計画というものがございまして、非常に事細かに数値目標があつて、途中経過というものも公表されています。各府省で、いろいろな分析も行われておりますし、さらに、動きが早いということもございませう。

そういった中で、やはり我々の強みであります、現地を実地に調査して、その結果に基づいて評価をするということを活かしていくことができないか、さらには、評価の結果を政策の改善に反映することができないか、そういった思いで政策評価を進めていく必要があると思っております。

こうした前提で資料1-3として、政策評価を始めるに当たっての視点のイメージを書かせていただいております。丸印、それから黒四角のところにつきましては、先ほど御説明した内容でございます。この女性の就業状況等につきましても、数値としてはおおむね動いているところではございますが、矢印のところにありますとおり、今後さらに上昇させるためには、個々の企業における働き方改革の状況、そういったものがちゃんと今の枠組み等で動いているか、そういったことを把握していくことが必要と思っております。

それから、次のページになりますが、指導的地位に占める女性というところでございます。管理職等に占める女性の割合は上昇しております。いわゆる統計的差別の話でございますが、矢印のところに書いておりますとおり、個々の企業で女性の統計をとっていきますと、早く退職するということが、それから、就業や昇進の意欲がないということが出てくるわけでございます。研究によりますと、このように統計上は早く辞めてしまうからといって、やりがいのある仕事を与えない、その結果、統計上の状態が実現してしまうということも起きますので、女性活躍のためにはそういうことも踏まえた対応を個別の企業でとる必要があるのではないかと思います。

それから、取組状況では、従業員301人以上の企業では、女性活躍に関する情報等の公開が義務化されております。これらの企業について、今の女性活躍推進法の枠組みのもとで、

確実に歯車が回って、改善が行われているかどうか。それから、従業員300人以下の企業につきましても、実態がまだよく分からないことがありますので、そのあたりもよく見た上で、政策を把握して評価をしていく必要があるのではないか、そのようなことを考えている次第でございます。

雑駁ではございますが、よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、本件について意見交換をしたいと思います。どなたでも結構でございます。

田中委員、どうぞ。

(田中委員) 男性が女性の活躍の問題を調べるといのは、なかなか大変なところもあったのではないかなと思います。まだ原因が明確でないものが多い中で、よく整理されているのではないかなと思います。私からは、いわゆる指導的な立場、女性管理職についてまとめ方の参考になるのではないかなと思ひ、申し上げたいと思ひます。

これ、総合職の女性採用の割合と、指導的地位に占める女性の割合9.3%とをセットで記しているのは、私はいいと思ひています。やはり、ある程度の数がそろわないと、なかなか管理職には上がっていかないだろうと思ひますので、中長期的な視点が必要ではないかなと思ひます。

それから、9.3%であっても、平成32年までの目標3割という旗は降ろさずに頑張り続ける必要があるかなと思ひます。統計的には出てこないかもしれませんが、売上1兆円規模の企業で、初の女性取締役が複数生まれているなど、少ないかもしれませんが、やはり影響は出てきていると思ひます。

さらに、なぜ9.3%にとどまっているかというところは、もう少し踏み込んで調べる必要があると思ひますが、これは会社の中のことになってくるので、かなり難しいかなと思ひます。偶然なのですが、私は160人ほどの女性管理職と、その上司に当たる男性管理職へのヒアリングを2年ぐらい続けてきたので、そこから三つほど申し上げたいと思ひます。

一つは、女性の指導者、管理職がなかなか育たない理由の一つに、キャリアパスだとか、キャリアトラックが会社の中で作れていないということがあります。今までは時短やライフイベントなどは考慮されず、単線型のキャリアパスというのでしょうか、こうしたライフイベントがないままで昇格、昇進していくというモデルしかなかったのです。ここにライフイベントだとか、あるいは男性でも、介護が入った場合どういふキャリアトラックを描けるのかということについては、まだわずかな企業しか作れていません。

二番目としては、それに関連しますけれども、何を達成できたらワンステップ上がるのかという達成目標、あるいはメルクマール、これも具体的に作れている企業は多くないだろうと思います。

さらに、関連した評価の問題であります。特に、ライフイベントと女性の問題について言えば、時短勤務を利用したり、育休を取ってしまうと、低い評価が固定化して、復活できないのではないかと感じて辞めてしまうケースもあります。その評価の仕方をパフォーマンスベースで、時間が短くてもパフォーマンスが上がっているとか、あるいは能力があるというように、能力評価で見えていくとか、評価方法の改定というものも見ていく必要があるのではないかと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、松浦委員、御発言をお願いいたします。

(松浦委員) 私のほうから二点ほど申し述べたいと思います。一つは、育児休業の関係でございます。今資料を見させていただきましたけれども、やはり大企業では比較的育児休業というのは取りやすい。しかし、小企業、例えば、従業員5人以下の企業とか、こういったものが地方には非常に多いわけですが、そこではなかなか取りづらいというのが実情だと思います。

それで、この育児休業は、今いわゆる少子化の問題との関係で非常に大きな問題、それも地方創生ということで、国だけの問題ではなくて地方の問題でもあるわけです。むしろ地方にも問題が多いと言ってもいいと思うのですけれども、一方で、例えば、育児休業の推進の体制であるとか、権限であるとか、そうしたものがどうもはっきりしていないのではないかと。端的に言いますと、例えば、我々の自治体の中で、育児休業の窓口というのは全然無いのです。それは、そういう権限が与えられていないからです。しかし、少子化の問題というのは、これは地方公共団体にとりましては、本当に大きな課題でございます。要するに、国、県、それから市町村という形で、法律なりにきちっと権限を明記して、小さな企業というのはたくさんあるわけですので、そういったところに対してのきめ細かな指導であるとかを市町村に義務づけるなど、そういう制度改革が必要ではないかと。

それから、もう一点は、女性の管理職登用という問題ですが、私ども、この女性の管理職登用ということにつきましてはいろいろと心配というか、配慮しているわけですが、なかなかこれは進まない。この進まない原因には、やはり毎年、定期異動というのがあるわけです。この定期異動の年に、じゃ、今度、このポストには誰をつけようとか、そのと

きそのときの状況に立って人事異動というのをやってしまうことがある。先ほどもお話がありましたように、女性については採用から、その人についての長期的な人事管理だとか、そういうものをしっかりと普段から持っておく必要がある。このように、定期の人事異動の際に、それを交えて人事異動をやっていくような形にしないと、いつまで経っても、「まだ女性の人材が育っていない」とか、そういうことになってしまいますので、長期的な人事管理を通して、女性の育成を考えていく必要があるのではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 今回は、企業と公務員というカテゴリーで調査されたり、考えられていると思うのですが、実は意外にブラックボックスで、女性活躍の推進の可能性のある場というのが財団法人と思われれます。例えば、内閣府が管轄している公益財団法人、その中でどれだけ女性が登用されているかとか、そうした中間領域のような、意外と目に触れない部分について、もしできればアンケートなり、調査を出していただければいいのではないかと。例えば、公益財団法人でしたら、内閣府のほうから、女性を半分採らなければいけないとか、そういう縛りをかけられる部分があるかどうかということなのです。

その部分についてはどうなのでしょう。民間と公務員という分け方をされていますが。

(岡会長) どうですか、答えられますか。

(大野評価監視官) 現時点で企業だけに限っているという話ではございません。ただ、公益財団法人につきましても民ですので、内閣府からこうなさい、5割を採りなさいという指導なりをするのは、なかなか難しいところもあるかと思っています。

調査対象に何を加えるかということについては、今後検討し、詰めていきたいと思っておりますので、御意見を踏まえてまた考えさせていただきたいと思えます。

(牛尾委員) 私の所属する東北活性化研究センターも公益財団法人で、地域の活性化のシンクタンクのはずなのですが、女性の理事、評議員、参加が一人もおらず、男性だけで高齢化や人口減少を議論しています。ですから、そういうところは指導していただけるとありがたいと思います。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。

田渕委員、どうぞ。

(田渕委員) 今の御意見にもあったのですけれども、ここでは、例えば、企業と団体を中心に、そこに所属している女性の状況という形で捉えられているように思うのです。K

PI を見ても、1 から 5 はまさにそうですし。真ん中の緑のところの三番の、あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成で、(5) に「地域における女性活躍の取組の推進」とあるのですが、それに対して指標もなければ、データも何もない。実際は、企業、団体に所属していないで、地域ですとか、その他いろいろなことに関して活躍されている女性の方がたくさんいらっしゃると思うのですね。データとして採るのは難しいかもしれませんが、行政評価局の職員ですとか、行政相談委員とかが、それぞれの地域に総務省の関係でいらっしゃると思うので、そういった取組をベストプラクティスとして取り上げて、こうした取組をしている方がいらっしゃいますといった提示の仕方もあるのではないかと思います。

あと、企業なり団体に就職して働きたいという女性で、お子さんを産まれた後で、そのまま続けたいけれども続けられないという方、両立は難しいという方が 4 割ぐらいいらっしゃると思うのです。その点に関して、今ご説明されたところの二番に「男性の暮らし方・意識の変革」というのがあります。ここでの視点というのは、恐らく御家庭の中の視点、御主人の話だろうと思うのですが、出産後も仕事を続けられる大きなポイントとして、一緒に働いている方たちの、男性、女性、両方の同僚の皆さんの意識や、受け入れる体制が非常に重要だろうと思います。そういった調査が、もしあれば、活用するなりされたほうがいいのではないかと。ないのであれば、もし可能であれば、同僚の皆さんの意識や受け入れ体制についてなども、調査をされたらいいのではないかと思います。私もプロジェクトリーダーでプロジェクトを推進した時に、メンバーにママさんがいらっしゃいましたが、例えばプレゼンに行く際には、当日にお子さんが熱を出したらそのメンバーは休まざるを得ないわけですから、私が全部資料を持って行ったりしておりました。ちょっとしたことなのですけれども、職場全体が受け入れる状況になっていかないと、働きたいと思っいらっしゃる方も、なかなか両立というのは難しいのではないかなと思います。ですので、そのあたりも、もし可能であれば調査をされるといいのではないかと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの御意見に事務局から何かコメントがありますか。よろしいですか。

(大野評価監視官) はい。

(岡会長) では、御意見として。貴重な意見だと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、時間が押していますので、次のテーマに移りたいと思います。次は、高度外

国人材の受入れに関する政策評価につきまして、事務局からの説明を受けた後、意見交換をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(砂山評価監視官) 担当評価監視官の砂山でございます。それでは、行政評価局調査の二つ目ということで、高度外国人材の受入れについて御説明をさせていただきます。お手元の資料の2-2を御覧いただければと思います。まず、この政策の背景といたしまして、先ほど来、野田総務大臣や松浦委員も言及されましたとおり、少子高齢化、あるいは人口減少による労働力人口の減少ということが、まず一つ。それから、グローバル競争の激化といった要因がございまして、高度な知識、技能を有する外国人材を積極的に企業、あるいは大学・研究機関などに受け入れまして、我が国の経済や研究開発を活性化させようという意図のもとに推進をされている政策でございます。

この政策は、各府省のさまざまな施策、あるいは事業が関係する総合的な政策となっております。その根拠は閣議決定であります「未来投資戦略2017」というものでございます。これ以前も「日本再興戦略」という形で、同様の政策が毎年掲げられてきているところでございます。そこに外国人材の活用という項目がございまして、KPI、成果目標といたしまして、2020年末までに1万人の高度外国人材の認定を目指すということが、まず掲げられ、さらに2022年末までに2万人の認定を目指すとされております。

参考までに、ここで言う高度外国人材についてでございますけれども、入国管理上の概念では、技術者、あるいは学術研究者、経営管理者など、専門的、技術的分野の外国人材のうち、さらに学歴ですとか、職歴、年収などの諸項目の合計が一定のポイント、具体的には70ポイントですけれども、以上に達した高度専門職のことを申します。

具体的に申しますと、分野によって少し異なりますけれども、学歴としては博士号、あるいは修士号を持っていれば30ポイント、あるいは20ポイント、職歴は年数に応じて5ポイントから25ポイント、それから、年収は細分化されておりますが、例えば1,000万円の年収があれば40ポイント等々、年齢も若いほうがポイントは高くなります。その他、保有資格ですとか、日本語能力などによるボーナス加算もありまして、70ポイント以上になると、高度専門職という形で認定をされます。

平成28年12月現在でございますけれども、6,669名の方が認定されております。平成25年4月のデータでは、国籍ですと中国が半数以上、それから、次いでアメリカ、インドとなっております。活動している事業内容では、製造部門、IT部門、金融、保険部門が特に多くなっているということでございます。

資料2-2の主な取組というところを御覧いただければと思います。こういった方々を対象といたしまして、各府省、様々な施策、あるいは事業を展開しております。主な取組といたしまして、そこに四つ大きくグループ分けをして書いております。まず、入国・在留管理の制度整備の他、二つ目の生活環境の改善といたしまして、学校、病院、それから自治体サービスなどの外国人対応の整備、それから、三つ目といたしまして、就労環境の改善ということで、外国人材の活用に向けた雇用管理支援、あるいは好事例の普及・啓発、そして、最後に高度外国人材の予備軍とも言えます留学生の就職支援、こういった施策・事業が展開されております。こうした取組が相まって、高度外国人材の我が国における就業・定着を促進する、そして、それが企業等の活性化、国際化を促しまして、その企業等においてイノベーションが起こり、最終的に我が国全体でイノベーション、あるいは生産性の向上を実現させるという流れになっております。

ただし、最終的な成果であります我が国全体でのイノベーション、あるいは生産性向上に至るまでには、経済情勢ですとか、あるいは雇用環境等々、様々な外部要因が左右いたしますので、直接的な政策効果といたしましては、高度外国人材の我が国における就業・定着というところを念頭に置きたいと考えております。

こういう政策の立て付けになっておりますが、これをどういう形で調査、評価していくかということにつきまして、その次の資料2-3の一番右の欄、主な着眼点・調査内容というところを御覧いただければと思います。

総合性確保評価ということで、どういうふうにアプローチするかということでございます。そもそも各府省においてこの関連する施策・事業は、それぞれの所管行政の視点で実施されているというのが現実でございます。ですので、高度外国人材を積極的に受け入れて、最終的に我が国経済全体を活性化させるという総合的な視点で運営されているかどうかということについて、少し心もとない面があるかと思っております。

そういった問題意識で、まず成果指標の妥当性について検証をするということ、それから、政策効果の発現に係る構造、あるいはロジックを明らかにしたいと思っております。その上で、施策・事業の有効性とございますけれども、高度外国人材の受け入れにつきまして、各種の指標に基づきまして、現状、あるいは推移の全体像をマクロ的に把握するというのをいたしまして、さらに政策効果の発現への寄与度が高いと考えられる事業について、ミクロの視点からの実施状況を把握するというので、マクロの視点と、ミクロの視点と、両方からこの調査を実施したいと思っております。

さらに、一番のキーとなります就労環境につきまして、その実態を把握したいと思っており、高度外国人材、あるいは企業等を直接対象としたアンケート、あるいは事例研究を実施したいと考えております。この部分は、企業における高度外国人材の処遇ですとか、あるいは雇用慣行などに関わる部分もありますので、必ずしも政策的な手段があるとは限らないということがありますので、政策評価というよりも、実態調査的な要素になることを想定しております。

ただ、その分、高度外国人材を受け入れて、イノベーションや生産性向上を実現した企業や、研究機関などの事例があれば、それをグッドプラクティスとして紹介することも考えられますし、ある意味、この政策を考える上で有益な調査を自由に設計できるのではないかと考えております。駆け足でございますが、説明は以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 大変おもしろいテーマの調査だと思います。まず、感想から言うと、前にグローバル人材についてこの場で議論させていただいたと思うのですけれども、それともある意味非常に関係している。

それから、二番目として、高度外国人材と言っているのですけれども、外国を取ってしまうと高度人材です。これだけグローバルな時代なので、もし国内外無差別とすれば、ある種高度人材について定義しているという見方もできる気がします。

ただ、そう考えると、本当にこういう考え方でいいのかなという、根源的な疑問も感じます。お手元の資料だと、参考資料2というのがあります。ここで、円グラフで、大きな丸、真ん中の丸、そして小さな丸というふうに切っていて、この一番小さな丸の部分が、先ほど御説明のあった高度外国人材ということですね。定義にもよると思うのですけれども、真ん中の専門的・技術的分野の外国人材、ここの裾野を広げるとか、その多様性のある中で良い方を高度外国人材に持っていくとか、そういう工夫が必要なのだろうと思うのです。

一番初めに受けた印象は、良いところ取りといいますか、チェリーピッキングといいますか、とにかくこういう人を増やしていこうというふうに聞こえるのですけれども、結果的にその方は、恐らく学歴もあるし年収も高いのだから、別に認定しようが、認定しまいが日本にいるわけだし、あるいは嫌になれば、すぐ他のところに行ってしまうと思います。

本当にそこだけをチェリーピッキングする政策というのはいいのかなと。私の問題意識は、二番目の、専門的・技術的分野の外国人材というところの裾野を広げる政策のほうが必要なのではないかなということです。

もう一つだけ。これを全部官といいますか、国が認定とか評価をしてしまっているのか。学歴がなくても、非常に伸び代がある人材とか、あるいは一芸に秀でている人材というのは、各企業において評価ができていない面もあると思うので、評価の多様性という点では、むしろ民間の評価をもっと積極的に入れるという方法論もあるような気がいたします。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますか。

(砂山評価監視官) 非常に貴重なアドバイス、ありがとうございます。今の点につきまして、やはり企業側のニーズがどれくらいあるのか。本当に高度な人材が欲しいのか、それとも、もう少し、そんなに高度でなくてもいいから、ある程度の専門性がある人がいいのか、そういったあたりも、この調査の中で企業側のニーズというのを把握していきたいと思っております。ありがとうございます。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。

加藤専門委員、どうぞ。

(加藤専門委員) 高度人材を輩出する側にいる大学の者として、我々も似たような議論をよくしていますので、意見を申し上げます。気になっているのは、そもそも企業が高度人材を受け入れるインセンティブ、モチベーションは何なのかという点です。

資料を拝見すると、国内の人口減少による労働力人口の減少への対応と、グローバル競争の激化という二つのことが書かれています。企業側から見れば、国内業務で不足している人材を外国人で埋めるということと、海外へビジネス展開を図っていく上で外国人の高度な人材が必要としているということの異なる二つの観点があるのだと思うのですが、高度外国人材受入れに関してこれらが混ざって議論されている印象を持ちました。

日本企業においてどちらが重要視されているのか、またどのような形で外国人の雇用が進んでいるのかという実態を調査していただけないでしょうか。私個人としては、どちらかといえば、日本企業の国際ビジネス展開という面で、有能な外国人の活躍できる場があるのではないかと考えているのですが、実際に企業の方がどう思われているのか、ぜひとも調べていただければと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。何かありますか。

(砂山評価監視官) 御指摘いただいたような視点も踏まえて、企業のインセンティブ、あるいはモチベーションについて明らかにするよう努力をしたいと思います。どうもありがとうございました。

(岡会長) ほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、三番目のテーマに移りたいと思います。地籍整備の推進に関する政策評価について、これもまず事務局からの説明をお願いしたいと思います。

(水川評価監視官) 担当評価監視官の水川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、皆さん、お手元にあります資料3-2を御覧ください。「地籍整備の推進に関する政策の脈絡図」というタイトルが入っております。最初の一番上段のところに、地籍調査とは何ぞやというところにあるとおり、地籍はいわゆる土地の戸籍であり、各土地の所有者、何に使っているのかという地目、あるいは境界、そして面積等々、そういった土地の情報をきちんと調査をし、最終的には地図に落とすと、それが登記所に備えつけられる地図となる。その一連のプロセスを地籍整備と呼ぶわけです。基本的に実施主体というのは市町村、そして国、具体的には国土交通省で各種の支援というものを行っている、そういう政策になっております。

上から二段目のところに、「第6次国土調査事業十箇年計画」というものが書かれておりますが、まさに国としてもこの十箇年計画というものを作り、地籍整備を推進していくという立場は明確になっているところでございます。

ただ、その紙の一番左側、背景を御覧いただきますと分かるとおり、1にあります、国としても地籍整備を推進しつつも、平成28年度末の数字を見ますと、地籍整備の進捗率というのは52%ということですから、全体の半分ぐらいしか到達をしていないという現状が一つ。

そして、全国ベースで見ると52%ですが、これはかなり地域差がございまして、進んでいるところと、極めて進んでいないという地域があります。後ほど具体的に少し申し上げますが、北海道、東北、九州といったところは、かなり地籍整備は進捗しておりますが、一方で、関東ですとか、東海、中部、近畿、この辺になりますと、地籍整備の進捗率というのはかなり遅れているというのが、今の現実であります。

2のところでございますが、東日本大震災があった時に、その後の復旧復興の事業に当たって、地籍整備が完了しているところでは、その事業というものが極めて円滑に進んだ

という事例もございます。そういった教訓を考えるならば、今後、地震に限りませんが、いろいろなリスクというのがあるわけですから、今後も地籍調査を推進していく必要性というはあるのではなかろうかと思っております。

その資料の赤い枠で囲っている第6次国土調査事業十箇年計画は平成22年からの計画ですので、そろそろ終盤を迎えているという状態にあります。現在の十箇年計画では、地籍整備の推進に関する目標、各種の数字というものが目標として定められておりますが、今のペースではこの目標の達成というのはやや困難かなといった状況にあります。

この計画で定めている目標を実現するために、その右隣にオレンジの枠で囲っておりますが、国としても各種の支援メニューというものを用意している。進捗に対する支援ということで、細かくは申し上げられませんが、簡単に言いますとお金の面の支援、そしてマンパワー不足に対する支援、そして環境を整えていくという意味での支援、大体こんなグルーピングになっているのかなと思われる施策が並べられております。

なかなか進捗率が目標どおり引き上げられていくという現状にはない中で、この辺の施策の実施状況はどうなのか、どの辺に課題なり、ネックなりがあるのかといったところが、一つ、調べどころかなと思っております。

今、申し上げたところは、市町村が基本的な実施主体となって国土交通省が支援しているという一つのルートですが、その紙の下のほう、緑の色がついているところ、これは法務省自身が自ら行う一種の地籍調査でございます。名前は、登記所備付地図作成という違うものにはなっておりますが、実質的な行為としては地籍整備そのものです。ボリューム的には、規模は少ないわけですが、都市の公図と現況が非常に著しく乖離しているような、いわゆる地図混乱地域と言われるようなところについて、市町村ではなく法務省自身が実施するという部分でございます。

これら、法務省の取組、そして国土交通省、市町村の取組が相まって、最終的には国土の正確な土地情報というものが地図とともに整備をされていくことになれば、その紙の一番右側に書いてありますが、いろいろな効果がある、例えば、災害復旧の事業の迅速化ですとか、あるいは平常時においても一連の公共事業、あるいはまちづくり、都市開発等々、そういったところにも非常に円滑に進める土台ができるということはあるのではなかろうかと思っております。

我々は、現場の職員を使って進んでいないところ、あるいは進んでいるところについて、そこら辺がいかなる背景、あるいは要因によって今の現実ができていくのかというあたり、

フォローしていけたらよろしいのではないかと考えております。

この国土調査十箇年計画は平成22年度からですから、31年度には終わりを迎えます。したがって、国土交通省でもおそらく31年度あたりに、次の第7次十箇年計画に向けた検討が本格化するのであらうと思っておりますが、我々の調査ではその前に一定の結論というか、調査結果を出して、有用な材料というものを次の国土交通省の検討に向けて何か申し上げることができれば、流れとしては一番望ましいのではないかと考えております。

すみません、最後になりますが、東の後ろのほうに参考資料3がついています。その3ページ目を御覧ください。そこに日本地図を色分けしているペーパーがあると思います。地籍整備の進捗率というものですが、この色分けしている地図のうち、濃い色と薄い色の両方を含む緑の部分というのは、進捗率が非常にいいというところですよ。ぱっと御覧になってお分かりかと思いますが、北海道、東北、九州、この辺は地籍整備の進捗率が極めていい。

一方で、赤とかオレンジの色のところ、ここは地籍整備の進捗率が数字的には非常に低位であると、このような地域差があります。地籍調査の行為そのものは同じなはずですが、このような地域性が出てくるというところから、この辺も一体どういう背景があるのか、調べていかないといけないのではないかと考えています。

あと、そのまま5ページ、6ページを御覧いただきたいと思います。5ページが宮城県名取市、東日本大震災の被災地の一つですが、ここは地籍整備が実は進んでいたところです。進んでいたことによって、震災後の用地移転等々の災害復旧の事業というものが、費用、あるいは期間ともに短縮することが可能であったということを示している資料です。

一方で、6ページのほうは六本木ヒルズの例を書いております。これは、むしろ地籍整備がなされていなかったことによって、土地所有者の確認等々に大変な時間がかかり、言ってみれば、都市開発の事業がやや円滑に進まない要因になったということを示している資料でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまのテーマについての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) 御説明ありがとうございます。昭和26年度、国土調査法から六十数年、それから特別措置法から五十数年、ずっと地籍調査が進められている中で、私が二十数年前にこういうものに関わった時から比べると、少しは進んでいるなということを感じます。

ただ、一方で、先進国として、この地籍調査の実態というのはなかなか恥ずかしいところもあります。というのも、調査すべきだというのはずっと言われているわけです。最近であれば、震災以降の復興に役立つ等が言われていますが、それでも山林等での境界の問題、特に地権者の方が亡くなるとか、現地へ行けないみたいな問題が出てくるので、重要だと言われる中でも、やはり進んでいないというところかと思います。

そういう意味では、五十数年やって進まないものを調査しても、恐らくそんなに新しいことは出てこないのかなと、個人的には感じています。この問題、非常に根深いのは、調査したほうがいいことは分かっているのですけれども、ふだんの生活ですごく困るということもない。土地の取引をするとか、相続をするとか、そういう場面で確かに困るのだけど、橋が壊れて人が亡くなるような、そんなことがないので、すぐにやろうという時になかなか合意が得づらいし、実際の実施主体である市町村にとってもインセンティブが明確でなく、やらなければいけないことは分かっているのだけれどもやらない、というのが実態かと思います。観念的には分かっているのですけれども、効果が幾らかというところは見えづらい中で、政治的にも恐らくこういうものを掲げてもあまり票にならないようなところもあると思います。そういったことをどう見るかという意味では、他のものと若干性質が違って、ぜひ取り上げていただきたいという思いはあるのですけれども、単にどうしてうまくいかないのですかということ聞いても、あまり目新しいことは出てこないのかなという気がします。

それでは、どのように聞けばいいのかという具体的なことは無いのですが、少し気になっていることで言うと、例えば、調査の進展みたいなものが面積で出てきますが、これを資産価値ベースにすると、もっと悲惨なことになろうかと思います。そういうものも概算でいいので出していくとか。先ほどの参考資料の6ページで六本木ヒルズの例があったのですけれども、そういうときに具体的にどれだけ損失が起こったかについては、いろいろ仮定を置かざるを得ないのですが、そういう数字を見せていかないと、結構時間がかかったのですよとか、非常に問題がありますよということが分かっても、そこがしっくり来ないので、国民の皆さんにとっても、当面はやらなくていいよ、ということになろうかかと思っています。

です。国土交通省の仕事かと思えますけれども、可能な限り金銭換算をしてもらってそういう中でこれぐらいの費用対効果がありそうだよ、あるいは、先送りすると、市町村はこんな困ることがあるよということを、是非数字で出していくようなことを、この機会に考えていただければと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、松浦委員、どうぞ御発言ください。

(松浦委員) 事業主体である市町村の立場で少しお話をさせていただきたいと思います。なかなか地籍調査が進まない理由なのですけれども、先ほどからお話がありますように、一つは地籍調査を進めなければいけない理由というのがなかなかはっきりしないところ。

もう一つは、地籍調査の前段階として、両者の境界線をきちっと確定させなければなりません。そこに利害関係が非常に働くため、なかなか手がつけにくいということがあります。

松江市でも、約6割の土地において地籍調査が進んでおりますが、実は松江市の中心部においては2割に満たないところもございます。それに対して、周辺部は100%実施済みのところもあるなど、実施率が全体的に非常に高い状況です。その理由として、周辺部においては、資産価値が低い等で境界確定というものが比較的容易であることがあるのではないかと思います。

それで、今後この地籍調査を進めていくために何をすべきか、という点については、現状では、地籍調査をしなければならぬ理由というのは、境界確定をしなければいけないとか、いずれも個別事情によることが多いのですが、国全体として、あるいは市を挙げてこの地籍調査をしなければいけないという理由をはっきりさせることにあると思います。というのも、現状では、そういった個別事情だけで地籍調査をやるということではできないので、どうしても全体としての地籍調査というのはなかなか進みにくいということがあろうと思うからです。また、地籍調査の進め方としては、例えば、公共事業において土地の買い上げを行う際に、合わせてこの地籍調査を行っていけば、それは所有者にとってもメリットがありますので、より円滑に進めていくことが可能になるのではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

(小野専門委員) 三つの調査に共通することで申し上げてもよろしいでしょうか。

(岡会長) はい、どうぞ。

(小野専門委員) 三つの調査について御説明いただいて、いずれもかなり具体的な計画なり、政策なりの目標が定められていて、K P Iであったり、成果指標であったり、成果目標という形で具体的な数字で期限も示されております。しかし、この調査に取り組むに当たっての私たちからのお願いであり、期待として、目標値がどういう性格を持っているか、例えば、そういう水準を定めるときに、根拠がある議論をして、それを定めているのか、あるいはある種のシンボルとして数字が置かれているのか、そのあたりをできるだけ明確にさせていただきたいと思います。その理由は、目標値がどういう性格を持っているかによって、達成できたか否か、あるいは達成状況への評価や解釈も当然違って来るからです。また、目標値の性格を明確にしておかないと、目標に対して、成果の具体的な数字が出たときに、肝心の評価というか、それをどう生かすかということにつながるような気がいたします。是非この調査の中で、かなり重要な役割として具体的な数値が掲げられていると思いますので、そのチェックという観点を持っていただければと思います。

(岡会長) 今の御意見に対して、事務局、何かコメントございませんか。

(水川評価監視官) ありがとうございます。例えば、地籍に関して言えば、まさに現場で具体的に地籍調査をやらなければいけないという理由を数値化するなどして、より見えるような形にしていくことが重要で、メリットなり、ベネフィットのあり方というか、そういう御指摘が二人の委員からあったと思います。

それから、現行の目標設定の明確化についても、これは地籍の政策に関しても当てはまることだと思いますので、いただいた御視点、あるいは着眼点、そういったものを踏まえて、今後の調査を進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

(岡会長) ほか、どうですか。よろしいですか。

牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 今の地籍整備の話については、インセンティブ云々という話もありましたが、現実的に東日本大震災を体験した身としては、まだ6年たっても、どうしても復興が進まない地域があって、その理由として地籍整備の不備が大きいという現実があります。その点で行政としてできる仕事、あるいは行政がやらなければならない仕事として、ぜひ地籍整備の目標を達成できるような形で政策評価をしていただきたいと思います。

何かあってからでは遅いのです。起こってからやっぱり実施しておけばよかったという

のでは遅い。宮城県、岩手県、福島県であるようなことが起こるなど誰も考えていませんでした。そういうことも起こり得るわけですから、最低限やるべきことはやるということ意見を言わせていただきたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

(讃岐行政評価局長) 先生方から、目標値の動静についての御指摘があり、私どもも重要な視点であるといつも思っているところです。しかし、この目標も、ある意味スローガンのように掲げているものもあれば、積み上げのように出てきているものなど、様々です。例えば、これまでの実績がある分野であれば、それとの整合性等を見られますが、今後、先に進んでいく分野では実績がないため、なかなか比較しがたいこともあり得ます。

結局そうなる、基本の議論に戻りますけれども、その目標を達成するためにいかなる手段というものが体系的に立てられているのか。その体系ごとに、それがきちんと達成できているのか、いないのか。あるいは、先ほど企業や自治体だけでなく、NPOや財団法人のようなどころまでも含めて考えないといけないといったとき、何か欠けているものがあるのか、ないのか。そういったことについて、全体を評価し各府省ともよく話をする中で、体系的な論理をしっかりと見た上で、改めてまた目標に立ち返って見ると、それが本当に実現されていると言えるのか、言えないのかを見ていかなければならないと思います。

そういうふうに、単に数字が達成されているか否かだけではなくて、達成するための手段というものが十分なのか、不十分なのか、意味があるのか、ないのか、ということも少しでも確認していくと、次の政策の見直しにもつながるようなものになっていくのではないかと。そういうことを志向していかなければいけないということで、本日の御議論も、聞いていたところです。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最初の大きな議題につきましては、以上をもって意見交換を終了したいと思います。委員の皆さんから出た御意見を、今後の調査を進めていく上でぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、本日の二つ目の議題は、「平成30年度以降の行政評価局調査テーマについて」でございます。行政評価局調査につきましては、総務省が今後3年を視野にテーマを定め、計画的に実施することとされております。これらのテーマの検討に当たって、本年7月の審

議会において、行政評価局の現地機関などが把握している地域の動向や課題の一端を事務局から紹介し、皆様からの御意見を頂戴したところでございます。

今回は、平成30年度以降における行政評価局調査テーマの検討状況について、まず事務局から説明をしていただき、審議をしたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

(長瀬企画課長) 本日は資料4を御覧になっていただいて、来年度以降の調査に取り上げていくべき課題、その際の問題意識などについて、御意見を頂戴できればと思います。

1 ページ目でございます。上に考え方を書いてございます。政策の動向、課題のバランス、施策の進捗とともにベースとなる情報といたしまして、現地機関の収集した情報や行政相談委員からの示唆なども活用しながら、調査テーマの検討を進めていくということでございます。

その下にスケジュールがございまして、行政評価等プログラムを年度末までにまとめますので、成案につきましては次回の3月の審議会でお諮りさせていただくということでございます。

資料をおめくりください。これは、調査テーマ候補の現段階での検討状況を簡単に整理したものでございます。テーマを決めるに当たりましては、テーマ名だけではなくて、その際どんな課題認識なり、リサーチクエスチョンを設定してやるか、こうしたことが重要だと考えております。そういう中で、我々の今の問題意識というものを骨太の形で整理したものがこの表でございまして、左側のオレンジ色のところで1から5と上から書いてございます。ここに記した考え方で、例えばどのような課題を取り上げていけるのかということで、この資料を整理させていただいております。

1が持続可能な社会の構築、特に、人口減少下での問題ということでございます。視野に入っている課題としては、例えば、地域の足の問題、インフラの長寿命化等々の問題を視野に入れて、今後具体化できればと考えております。

2が多様性・包摂性のある社会ということで、様々な弱者の方をどう社会の中で包み込んでいくかという話でございまして、既に昨年まとめたプログラムに載っているものもございまして、障害者の問題、認知症の方の問題などを取り上げていければと考えております。

3が成長戦略に向けての課題でございまして、特に、今後のテーマといたしましては、働き方改革に関連した調査テーマを幾つか取り上げられないかと考えております。この資料では学校の先生の問題を書いてございますが、学校の先生の問題に限らず、働き方なり、

労働のあり方が問題となる事業の問題を個別に取り上げていって、課題を検証できればよいのではないかという考えでございます。

4が生活の安全・安心ということで、災害対応、あるいは環境問題の対応ということに関連するテーマを取り上げていければと考えております。

そして、5が行政運営の効率化・高度化ということでございます。5につきましては、一つの物差しで府省横断的に見ていくアプローチもあると思いますし、あるいは年金業務の問題などのように個別の重要分野に特化して見ていく、こうした取り上げ方もあるのではないかと考えてございます。

以上のような考え方で、テーマの検討をやらせていただいておりますので、年度末のテーマ決定に向けて、今回も前回に引き続き、御示唆、御意見などを頂戴できればと思います。私からは以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの件についての御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

(田中委員) ありがとうございます。先ほど野田大臣が急激に政策環境が変わっているというふうにおっしゃっていたと思うのですが、私もこの数箇月それを感じております。このアジェンダ自体は非常にいいと思うのですけれども、同時に政策の作り方においては、そこに大きな変化が来ているような気がいたします。

具体的に申し上げます、無償化であります。選挙のときも各政党がどこも無償化を挙げていましたけれども、調べても調べても、“何となく無償化”という印象がありました。ここで政治の話をするのはあまり適当ではないのかもしれませんが、実際に今後施行されようとしています。おそらく案件によっては、無償化を入れたほうが費用対効果が高いものもある一方で、既に無償化に近い状況になっていて、そこにお金を入れてもあまり効果が期待されないものもあるような気がします。

そういう意味では、ここには入っていませんけれども、ワイズスペンディングを促すための参考として、幾つかの無償化の案件をとってみて、例えば、地方の給食等について、もしかすると出先機関がある総務省が得意かもしれませんけれども、無償化政策の費用対効果のあり方について、良いものも、悪いものも、ピックアップしてみたらどうかと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

事務局、何かコメントありますか。

(長瀬企画課長) 具体的なアイデアを含めて、ありがとうございます。おっしゃった無償化の話も、これから具体的な制度や事業が実行に移されると思いますので、どのようなアプローチなり、あるいは行政評価局の現地機関でどのような調査ができるかを、よく勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(岡会長) ただいまの件について、先ほど事務局の説明において、5つの分類というものがありましたが、その下に「機動的な調査」という項目があつて、ここに内閣の重要課題に係る施策の動向等を踏まえ云々、と書いてあります。田中委員がおっしゃったのは、おそらくここにすごく近い。まさに今、内閣がやろうとしている人づくり革命の政策の柱になっているという意味では、5つの分類にはあてはまらないが、この「機動的な調査」というくくりの中で考えられないかも含めて御検討いただけたらと思います。

ほか、いかがですか。薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 個別テーマについては、適宜御判断いただければと思います。全体から受ける印象は、言葉に語弊があるかもしれませんが、やっぱり地道にこつこつアナログにやるイメージかと思います。しかし、30年から32年ということを見ると、世の中で一般的に言われているIoT、ビッグデータの解析、あるいはAI化について、行政はそのフロントに立って実施していかなければいけない、という部分もあると思うのです。

5の「行政運営の効率化・高度化」の中に、行政のICT化と銘打っておりますが、その中でも、統計解析とか、AIの活用という、時代を先取りしたような、すなわち個別の事案ではなくて、もう少し横断的・横串的なテーマについてもそろそろ考えるべきかと思えます。そこに本格的に取り組まれたらいいのではないかなという印象を持ちました。

(岡会長) ありがとうございます。

何か事務局からコメントございますか。

(讃岐行政評価局長) まさにおっしゃるように、ICT化、あるいはAIやブロックチェーン等様々なことが言われていて、先進的にどんどん進んでいくものを、行政としてどう取り入れていくかという点は、生産性の向上においては重要な視点だろうと思います。

一方で、私どもの調査は、ある意味仕事としては非常に地道なところがあり、それがどう生かせるかということをよく考えないといけないと思っております。局内でもいろいろ勉強しないとイケないと思っております。例えば、ICTの活用、あるいはAIの活用をするためには、行政の仕事の有様が今のままではいけなくて、仕事自体を見直さないとい

けない、仕事をそのままにして何かを入れようとしてもうまくいっていないという状況があるのではないかと思います。

そういう実態をよく調べて、業務の改革をどうしなければいけないのか、側面からそれを円滑に進めるために、人間の仕事の進め方を考えていく。このように、何かネックになっているという部分では、調査になじむかもしれませんし、そういうのは少しずつでは遅いかもしれませんが、いろいろ勉強していかなければいけないなと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

少しコメントさせていただくと、ICT化にしても、AI化にしても、まず「隗より始めよ」で、行政が先頭に立って実施していることを示していくという面と、民間企業が成長戦略の観点から、特に誰かに言われたわけではなく、自らやる部分と、両方あると思います。

この民間企業の後押しのところに、今、薄井委員がおっしゃられたようなことが項目の一つとして入っていてもよろしいのかなと思います。一方で、まずは5番目のところの行政のICT化ができなければ、お話にならないという意味の讃岐局長のコメントもよく分かります。しかし、この20年間、大きな流れの中でICT化、ICT化と言われてきたけれども、これからはさらにその先で、AI化だ、IoT化だという時代が来ることも間違いのないのです。そのような大きな環境変化の中で、我々審議会として調査テーマを選ぶときに、それをどう取り入れていくのかということについてはぜひ御検討いただきたいと思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの意見を踏まえまして、調査テーマの選定を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、最後に、議題3でございます。政策評価制度部会における取組状況及び政策評価制度に関する諸状況について、まず事務局から説明をしていただきます。

(大槻政策評価課長) 政策評価課長の大槻でございます。資料5-1を御覧ください。政策評価制度部会における取組状況でございます。まず最初に、目標管理型評価ワーキング・グループの関係ですけれども、ロジックモデルについて御議論いただいております。その作成の意義と留意点について議論の整理を行っております。

ワーキング・グループの先生方からは、ロジックモデルは、評価を行う際に有用な情報を提供するものであるけれども、統一されたルールがなく、個別の施策の規模や属性に応

じた検討が必要ではないか、という御意見を頂いております。また、各府省が試行的に作ったロジックモデルにつきまして、ケーススタディー的に、この点を工夫すればもっとよくなるのではないかと、いった議論もしているところでございます。

それから、評価書の検証につきまして、対象を絞って検証を行うため、検証の観点といったことについても、御議論いただいております。また今後の予定とありますが、改善方策をまとめていくということでございます。

それから、二番目の規制評価ワーキング・グループでございますけれども、この10月1日に制度改正がございました。事前評価の内容の改善だとか、事後評価の義務づけが始まったわけでございます。10月1日以降、各府省から評価書が6件、既に提出されております。本年3月に改善方策を取りまとめたところでございますが、これに基づいて各府省で評価が行われているかについて事務局として評価書を分析して、各府省とのやりとりをしております。また、ワーキング・グループの先生方とも相談しながら今後整理を進め、来年1月にまたワーキング・グループを開催して、御議論いただきたいと考えております。

それから、三番目の公共事業評価ワーキング・グループでございますけれども、今年度は完了後の事後評価を取り上げております。現在、ワーキング・グループの先生方と、事例研究を行っているところです。また、完了後の事後評価に取り組んでいる地方公共団体への委員視察を予定しているところです。また、同時並行で、これは事前評価と再評価になるのですが、総務省の現地調査機能を活用して、現在点検を行っているところでございまして、この状況もワーキング・グループに御報告しているところです。これらを踏まえまして、今後の予定ということで、改善方策の取りまとめを行っていくということでございます。

続きまして、資料5-2を御覧ください。EBPM、証拠に基づく政策立案、Evidence Based Policy Makingにつきまして、前回、7月の審議会からの動きを御紹介いたします。下のほうに書いてございますけれども、8月1日に第1回のEBPM推進委員会が開催されまして、行政改革担当大臣の出席のもと、各府省の局長、審議官級により構成される会議におきまして、政府全体としてEBPMを推進していくということが確認されております。

このうち総務省でございますけれども、このピラミッドの真ん中の施策レベルにつきまして、行政評価局が中心になって検討を進めております。EBPMにおきましても、ロジックモデルとの関連で言われているような目的、手段の関係を明らかにすることや、目標

設定を明確にすることについては、同じく当てはまります。したがって現在、目標管理型評価ワーキング・グループで議論していただいている、ロジックモデルの作成をどのように考えていくかという検討は、EBPMの推進にも貢献するものと考えております。

ただし、現在各府省ともやりとりをしていますけれども、どういった単位でロジックモデルを作成すればよいのかといった悩みもございます。施策といいますが、ピラミッドの上位のレベルで作ると膨大になって、結局どの事業が効いているのか分からなくなって、使えないこととなります。また、どういった内容のロジックモデルを作ればよいかということで、目標を一般的に書き過ぎると、結局何の課題を解決したいのかがわからなくなり、ロジックのつながりも分からなくなって、使えなくなるということがございます。おそらく全部の施策について一律で作るのではなくて、できるものからやるなど、柔軟で実効性のある対応を目指すべきではないかと考えております。

もう一点は、各府省と総務省による共同研究でございます。来年度に実施ができるように、現在予算要求中です。こちらにつきましても、どのように進めたらよいか、各府省と相談をしているところです。その中で、各府省に対し、研究テーマの候補を一つ出せないかというお願いをしていますけれども、各府省からは、所管行政から一つをどのように選んでいいかわからないといった悩みが聞かれます。共同研究につきましても、引き続き各府省と議論をしております。

これらにつきまして、先生方の御意見を本日、頂ければと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

田辺臨時委員。

(田辺臨時委員) EBPMに関しまして若干コメントを申し上げたいと思っております。証拠に基づく政策立案というのは、例えば、オバマ大統領下でアメリカでもかなり展開されましたし、イギリスの前政権の下でも展開されたものであります。重要なのは、証拠というのはデータでも実態でもなく、特定の政策プログラムが他のやり方と比較して明らかに効いたという命題を証明するものだということでもあります。ですので、データを蓄積するとか、実態を把握するというだけでは全然証拠にはならないというところを、強烈なカウンターだと思いますけれども、肝に銘じていただきたいというのが一点でございます。

それから、実際に進めていくときに、証拠を作るという第一段階、証拠を集約するという第二段階、証拠を使ってそれを政策として利用するという第三段階、この三つが合わさ

りまして、初めてEvidence Based Policy Makingというのが動くということでもあります。

まず初めに、証拠を作るという第一段階の作業は、はっきり言って、研究者が行っております。研究者がいろいろな論文を書いておりますので、それに対して政府の側が知らないふりをするというのは非常に危ないと思っています。逆に言いますと、研究者の研究で効いていないと明らかになっている分野について、政府で実験してみても、失敗しますので、研究の中で効いているものを集めて、実装してみるというやり方がベストであると考えます。つまり、研究者の研究を無視してはいけないということでもあります。

二番目は、証拠を集約するという作業でございます。研究者の研究においても特定の政策プログラムについて、効いているという人と、効いていないという人、様々ですので、その情報を集約して、どうもこういうものに関しては効いている、あるいは、こういうものに関しては確度が高いとはいえ、効いているという証拠にはならない、ということを経験として集める。それを集約して提供するという作業が出てきます。これを政府がやるべきかどうかは、少し微妙なところですが、基本的にはアメリカにせよ、イギリスにせよ、NPOが行っております。そのNPOがいろいろな研究を集めてきて、こうなっていますというホームページを開設して、それで情報を、政府だけではなく、市民、それから地方自治体等々に提供するという作業を実施しているということでもあります。

ここのところを作らないと、現に生きている情報を使う余地が非常に狭まりますので、あまり行政評価局が得意な作業だとは思いませんけれども、外のほうに何か仕掛けるぐらいのことがあってもいいのかなというのが、二点目です。

三段階目の政策に利用するところについては、情報を作っただいて、集約して、そこで確度の高いものを実際に政府の中で実施しようということになると思います。しかし、この際に重要になるのは、各府省に実験的なことをやるに値するインセンティブを与えるということでもあります。例えば、補助金事業関係に関しては、ある形で実施してみると、別の仕方でも実施してみるというのをランダムに仕掛けて、その違いを見てみるというようなやり方が非常に重要であります。今のやり方だと、手を挙げていただいて、そこにお金をつけて、他と比較してどうかという点しか見ませんので、証拠としては非常に不十分なものになります。また、各府省は、お金をもらって、できなかった場合にそれを非常に恥ずかしいと感じ、報告しないことが想定されますので、実施してみたが、やはり効かないという場合でも、それを言っていないというような仕掛けを、補助金の配り方とセットにしてやらないと、おそらくは効いていかないだろうと考えます。

その際に、どういう形で、効いた、効かないということの判定をするのか。判定手続等に関しては政府全体で、あるいは、行政評価局のほうで一連のプロトコルのようなものを作るのはどうでしょうか。例えば、Evidence Based Medicineの分野では、独立行政法人医療品医療機器総合機構が世界と協力しながら、医療機器の評価法について、一連のガイドラインを作っています。EBPMの議論においても、政治的な議論をする前に、まずはそういう仕掛けのところを作っていただきたいなということでもあります。

ここの共同研究のところは、今私が申し上げた大きなEvidence Based Policy Makingから比べると、非常に小さな予算しかついていないなという感じはあって、このギャップを解消するというのは非常に難しいところはあるかと思いますが、明らかにこれは世界的な潮流ですし、そちらに行ったほうがいいことは確かでありますので、できれば頑張ってくださいということでもあります。

主要なメッセージは、霞が関だけで閉じたシステムを作っては機能しないということにあります。学者、NPOを巻き込んで、情報の作成、集約、それから利用に関わる部分の流れというものを構築しないと、霞が関内の体系として作ってしまうと、閉じたものから早晩ネタ切れで潰れてしまいます。学者やNPOに展開できるような中期のパーспекティブを持って、是非とも展開していただきたいということでございます。

かなり大きな夢を語ったのかもしれませんが、地道に実現していただければと思います。
(岡会長) ありがとうございます。田辺臨時委員、大変な御意見をお持ちですが、このEBPMの推進委員会のメンバーになっておられますか。

(田辺臨時委員) いや、そういう意味では利害関係はありませんので、外からの意見でございます。

(岡会長) 大槻課長、何かコメントございますか。

(大槻政策評価課長) 先生に三段階の御指摘を頂きました。まず証拠を作ることににつきまして、前提としまして学会の先行研究などに着目して、そこからアプローチしたほうがいいのではないかという点、これは貴重な御指摘だと思いますので、そのようなアプローチも考えてみたいと思っております。

それから、証拠を作ることについては、政府内にもデータはありますし、民間にもデータはありますし、研究者の世界でもデータがあるかと思えます。そういったものを慎重に収集することから始まるのかなと思っております。

ただ、いろいろな質のデータがあるかと思えますので、それをどのように考えていくか

といったことも、また議論になるのかなと思っております。実際にイギリスやアメリカのワット・ワークス・センターがいろいろなエビデンスを集約しておりますので、そういったところが客観的に見ていくというのは、大変魅力的かなと私も思います。

日本において一足飛びになかなかそこまで行くかといったこともありますけれども、そういった展開も見据えながら実施していく必要があるのかなと思っております。

また、補助金の仕組みの中にうまく組み込んだらどうかというのも貴重な御指摘かと思えます。こういったやり方も含めて、よく勉強してまいりたいと思っております。

(岡会長) 関連ですか。

田中委員、どうぞ

(田中委員) ありがとうございます。もし今、田辺臨時委員が御説明されたような、あるいは大槻課長が説明されたようなエビデンスで政策作りが実現するのであれば、かなり効率化するようなイメージがあります。

他方で気になるのは、現行の政策評価制度があり、また、他にも諮問会議や行革のほうでも様々な評価に類するものがある中で、このEBPMについて、また新たな評価フォーマットが増えるというふうに現場は捉えてしまうのではないかという点です。私も大学評価でそれを経験しております。

ですから、もしこれを入れるのであれば、全省庁の政策を見る総務省の立場から、政策評価全体の効率化をも見ていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

大槻課長、何かコメントがあれば。

(大槻政策評価課長) 田中委員の御指摘はそのとおりかと思えます。今ロジックモデルの導入ということで、EBPMのほうからも議論があり、また政策評価のワーキング・グループでも議論をしているところでもありますけれども、各府省にしてみれば、同じようなことをまたどちらもやるのかといった心配の声は、私どもにも聞こえているところでございます。

したがって、単純に各府省にとって負担が増える話とはならないようにしなければならぬと考えております。これまで政策評価におきまして、目標管理型の評価として、各府省の約500施策について一律に評価を実施してきた側面が強いことは確かでございます。今回、逆にEBPMが導入されることで、できるものから、やりやすいものから始めてみようという議論も行われていると聞いております。

今般のこのような動きをきっかけとしまして、これまで一律に進めてきた政策評価制度を今一度見つめ直して、どうすれば意味のある評価ができるのか、あるいは各府省の担当者が政策立案を行うに当たってメリットが見える評価ができるのか、こういうことを検討する機会が来ているのではないかと考えております。

そんな中、やはり各府省の声もよく聞いていかなければと思っております。政策評価が中心でございますけれども、諮問会議だとか、行革の関係だとか、そういうところも合わせて聞いていければと思っております。そんなことを整理しながら、政策評価審議会の委員の皆様方の意見や、各府省関係部局等の声を伺いながら、より大きな議論ができるように考えたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 一つ質問ですが、資料5-1の公共事業評価ワーキング・グループの中での現在の検討状況で、二番目の丸のところ、完了後の事後評価に独自に取り組んでいる地方公共団体の実施状況の委員視察の予定と入っておりますが、この位置づけを、説明していただければと思います。

(岡会長) お願いします。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 担当の飯塚です。いつもお世話になっております。牛尾委員からの今の御質問の件でございますが、まず完了後の事後評価につきましては、これまで部会でも御報告申し上げているとおり、平成28年度から2年間にわたって、完了後の事後評価の効果的な活用とその推進ということで、大意は御案内しているところでございます。昨年度の3月の部会におきまして、中間的な取りまとめということで部会で御決定いただいたということでございました。

完了後の事後評価は、統一的な方針が決められているわけではございませんが、各府省の中でも、平成12年、15年ごろから、国土交通省と農林水産省が特に自主的に取組をされている経緯がございます。また、完了後の事後評価というのは、一旦終わった事業、それから、おおむね5年後にその効果の発現状況等を把握するものなので、把握した結果、個別事業のほうに展開する必要があるれば、そこに反映するというのが第一義でございます。

ワーキング・グループで念頭に置いておりますのは、その事業が終わった後の評価を見た上で、今後の同種の事業が行われる場合に、その先行した事業の評価を生かしていく点がないのか、でございます。例えば、事業の計画、企画、立案にどう反映したらいいのか

や、場合によっては根っこにあります事業評価のマニュアルの充実に反映する余地はないのかといったこと等でございます。と言いますのも、社会経済情勢の変化によって、当然長丁場の公共事業でございますから、いろいろ所期の狙いから随分変わってきている場合もあるからです。

そういう変化の部分を見ることができるのが完了後の事後評価というふうに見ておりまして、義務づけではないのですが、そういう意味で役割があるのではないかと、そこを見ていきたいということです。一方、義務づけではないものですから、国土交通省、農林水産省以外は、完了後の事後評価の実績自体も数的には少ないのですけれども、同じように取り組んでいるというわけではないというふうに承知しているところであります。

また、公共事業でございますので、例えば、水道事業一つと見れば、全てが補助事業になっており、地方公共団体で行われています。当然補助事業ですから、厚生労働省が携わっております。そうしたときに、国においてはそういった自主的な取組をあえて行うようなスキームまでは設けておりません。それには一定の理由があるのだろうと思いますけれども、その様なスキームがない中でも都道府県、市町村において取り組んでいる例が見られます。

そこで、地方公共団体においてそういった取組を把握させていただくことによって、その取組にどういったメリットがあるのか、あるいはどういった不具合があるのか、また、ワーキング・グループの持つ問題意識が本当に妥当なものかどうかということを見極めるために、委員視察ということで、今日は御欠席ですが、白石主査を中心に11月中に実施し、ワーキング・グループの議論に反映したいという趣旨でございます。

(岡会長) いいですか。

小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) ありがとうございます。EBPMのことで少しコメントをさせていただきたいのですが、先ほど田辺臨時委員がおっしゃったことに関連するのですけれども、今いろいろなところでのEBPMの議論を見る限り、先ほど田辺臨時委員が定義されたように、エビデンスという言葉が、他と比較して効果がどの程度あるかという意味ではなく、もう少し緩い意味で、様々な形で使われているような気がします。

それはそれで全く意味がないわけではないと思うのですが、そういう現状の中で、私としては、行政評価局がされようとしている実証的な共同研究、これに非常に期待をしております。確かに、研究の世界で常識とされている厳密な意味でのエビデンスを、国のいろ

いろな行政政策で明らかにするのは難しいと思いますが、少しでもそれに近いものが良いものだという評価軸は間違いなくあります。そこで、素朴にデータを使うということから、厳密な意味でのエビデンスとの間に段階がたくさんある中で、様々な性格の違う政策に対して評価を当てはめていくという制度において、本当のエビデンスにどのレベルまで近づけるか、その度合いというのが非常に重要な気がしています。

先ほど田辺臨時委員がおっしゃったように、厳密な意味でのエビデンスを追及するというのは、行政の中でやる仕事ではなくて、少なくとも外部のリソースを徹底的に活用してやるべきだと思います。また、様々な政策がある中で、どの程度本来のエビデンスに近いものを使って、議論なり、評価なり、立案ができるのかということは非常に重要な気がしています。評価局がされる実証研究というのも、そのあたりを整理されると、まさに成果の横展開ができるのではないかと、私としては期待しているところでございます。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

よろしいですか。讃岐局長。

(讃岐行政評価局長) 今、田辺臨時委員、小野専門委員、それから田中委員から、EBPMの話についていろいろコメントがございました。田辺臨時委員からは大変厳しい、厳格な意味でのエビデンスというのはこうであるということと、アメリカやイギリスではNPO、準公共的な機関が学者も巻き込んだ形でエビデンスをしっかりと作っているということだったと思います。

基盤整備が進んだ段階でしたら、そのようなことができると思いますが、今まさに日本は、そこまでの基盤整備をしている途上であるということかもしれません。そういう意味で、今私どもとしてできる範囲というところで、小野専門委員の御指摘もございましたけれども、例えば、どういう意味で効果があったかという前提として、目的と手段の関係、あるいはロジックみたいなものをしっかりさせていく。そういうところがまだまだ曖昧な政策というのも非常に多いと思いますが、そういったものを明らかにしながら、本当はここでどういうエビデンスが必要なのか、あるいはエビデンスがある政策とはどういうものなのかといったところをまず追求しながら、さらに一段高いレベルを目指していく。究極的には、その政策が効果を上げているのか、上げていないなら、どこを変えたらいいのかという問題意識を明確にして進めていく。基礎的な目的意識を共有し、各府省の中に導入を図っていくというところから始めながら、田辺臨時委員がおっしゃったような究極のと

ころを段階的に目指していくという、そういうやり方も現実的なのかなと、個人的な感想ですけれども思っているところです。

(岡会長) ありがとうございます。

森田会長代理、どうぞ。

(森田会長代理) 時間が来ておりますけれども、一言感想を述べさせていただきます。目標管理型評価ワーキング・グループに所属しているのですけれども、ここでロジックモデルが非常に強調されております。これは、まさに今讃岐局長がおっしゃったことと重なるところがありますけれども、証拠であるか、データであるかはともかくとして、いわゆるエビデンスというものがあれば何かができるというわけではなくて、ある課題に対して、データに基づいて課題を認識し、どうしてその政策手段を選んだかということ、しっかり示してもらいたいというのが、この目標管理型評価の目的です。

そのために、いわば政策を作るときの思考過程を、できるだけ図式的に客観化できるような形で表してくださいというのがロジックモデルであります。ややもしますと、ロジックモデルを作ること自体が目標になってくるくらいがなきにしもあらずだと思っておりますが、そうではなくて、目標管理の目標といいますのはロジックモデルを作ることではなくて、それを使ってどういうふうな政策の正当性、妥当性を証明するかということにあるのではないかと思います。

例えて言いますと、ある病気のとくに、この薬を飲めば治る、有効だということがしっかりわかっている、その根拠があって初めてその薬を飲むということになるわけですけれども、そうではなくて、一般的に見ておきますと、何となく体調が悪くなると、何でも効くようなお薬を飲んでしまうというところがあるのではないかと思います。

そこで、根拠を明確にする。おそらく皆さんは、そうした形で政策をお作りになっているはずですので、それをできるだけ見える化、可視化をしていただきたい。そうすることによって他との比較もできますし、時間的な評価も可能になるであろうと、それがこの狙いだと思っており、これはまさにEvidence Based Policy Makingとも共通するところだと思います。

何か新しいのができますと、また次に別な形で、別なお仕事ができ、別な報告書を出さなければいけないのかと受けとめていらっしゃる方も見受けられますが、そうではないということです。ロジックモデルにおいても、従来の政策評価と共通する部分が多々あり、表し方が違ってくるということだと思いますので、ベースの部分はどんどん共用して、い

ろいろなところに使う、そういう発想が必要だということでございます。

(岡会長) ありがとうございます。今の森田会長代理のお話や、冒頭の山田大臣政務官の御挨拶で、農水省の政策評価審議官をされていた時が一番忙しかったという話がありましたけれども、本末転倒のような感じもします。あくまでも、効率よく、効果的にというのが基本だと思います。

本日の審議は以上でございます。なお、出席予定の堀田専門委員が本日は御欠席との連絡がありました。

では、最後に、今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(高橋企画課企画官) 資料6を御覧ください。今後の審議日程につきまして、現時点での予定を御案内申し上げます。次回は、来年の2月2日、金曜日の午後に部会単独で、その後、3月2日金曜日の午前には部会との合同で開催する予定にしております。

議題につきましては、御覧の内容を予定しておりますが、詳細につきましては追って事務局から御連絡を差し上げたいと存じます。以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。以上をもちまして、本日の合同会議を閉会いたします。松浦委員、テレビ会議での御参加、どうもありがとうございました。また、皆様、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

(以 上)